

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているが、A社B工場から同社C社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年12月1日に同社B工場から同社C社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の状況について事業主等に確認することはできなかったものの、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年11月30日まで
申立期間の標準報酬月額が実際とは違って引き下げられているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年11月30日）の後の5年3月31日付けで、4年2月21日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は社会保険事務を担当していなかった。」と証言している上、当該遡及訂正処理が行われた平成5年3月31日には別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人は、当該遡及訂正処理には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を、平成2年4月から同年9月までは16万円、同年10月から同年12月までは18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月3日から3年1月6日まで
② 平成3年1月6日から同年4月1日まで

A社のB事業部に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、会社が倒産するまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が平成3年1月6日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年4月から同年9月までは16万円、同年10月から同年12月までは18万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（3年3月31日）の後の同年5月8日付けで、2年4月3日に遡って同年4月から同年9月までは11万円、同年10月から同年12月までは12万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年4月から同年9月までは16万円、同年10月から同年12月までは18万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、平成3年3月31日までA社のB事業部

に継続して勤務していたと主張している。

しかし、申立人が同事業部に勤務していたとして名前を挙げた元同僚6名のうち、連絡先が判明した元同僚2名に照会したところ、当該元同僚の1名は申立人のことを記憶していたが、申立人の当該期間における継続勤務の実態に関する証言を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は平成2年12月28日となっていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日に係る記録が遡及して訂正されているなどの形跡は見当たらない。

加えて、当該事業所は既に解散し、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のBホテルにおける資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①は明らかでない認められ、申立期間②は履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月1日から同年4月1日まで
② 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

昭和46年11月にCのA社D店(以下「D店」という。)からBホテルに転勤したが、転勤後もEのF社で厚生年金保険の被保険者となっていた。しかし、47年1月1日から同年4月1日までの記録が無い。

また、昭和49年11月にBホテルからG社(A社から名称変更)に転勤したが、資格喪失日が同年10月31日となっているため、1か月の空白が生じてしまっている。

入社してから退社するまで継続して勤務しており、空白期間が生じているのは誤りだと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和46年11月にD店からBホテルに転勤したと供述しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚

生年金保険被保険者原票及びオンラインの記録では、同年 11 月 1 日に D 店における被保険者資格を喪失し、同日に A 社 F 社（以下「F 社」という。）において被保険者資格を取得後、47 年 1 月 1 日に F 社における被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に B ホテルにおいて被保険者資格を取得したとされている。

しかし、複数の元同僚が、「申立期間①において、申立人は B ホテルの店長補佐として働いていた。」と証言していることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが推認できる。

また、昭和 46 年 11 月 1 日付けで B ホテルに異動を命じられた辞令を所持する元同僚は、辞令発令後も F 社における厚生年金保険の被保険者期間が継続していたが、申立人と同様に 47 年 1 月 1 日に F 社における被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に B ホテルにおいて被保険者資格を取得とされていたところ、当該元同僚が所持する申立期間①に係る給与明細書によると、F 社における被保険者資格を喪失した後も F 社から給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 社及び B ホテルに継続して勤務し（昭和 47 年 4 月 1 日に F 社から B ホテルに異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 46 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録から判断すると、申立人が B ホテル及び G 社に継続して勤務し（昭和 49 年 11 月 1 日に B ホテルから G 社 F 社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 49 年 10 月の社会保険事務所の記録から 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B ホテルは既に全喪している上、G 社も既に解散していることから確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 11 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行

っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、平成16年2月から同年8月までは19万円、同年9月から17年8月までは20万円、同年9月から18年1月までは19万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成18年3月6日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成18年2月の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月から18年1月まで
② 平成18年2月28日から同年3月6日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額で記録されている。給与明細書を提出するので、実際の給与額に見合う額に記録を訂正してほしい。

また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成18年2月28日とされているが、実際は同年3月上旬まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成16年2月から同年8月までは19万円、同年9月から17年8月までは20万円、同年9月から18年1月までは19万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（同年2月28日）の後の同年3月6日付けで、16年2月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている上、元同僚9名の標準報酬月額も、申立人と同日付けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、滞納処分票により、当該事業所が当該遡及訂正処理当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる上、元事業主は、「滞納保険料を解消するために社会保険事務所の指導の下で従業員の標準報酬月額を引き下げる処理を行った。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成18年3月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成16年2月から同年8月までは19万円、同年9月から17年8月までは20万円、同年9月から18年1月までは19万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、平成18年3月6日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、滞納処分票の平成18年3月3日の事蹟欄^{せき}において「社会保険の適用についても近日中に進退を決め届け出たいとのこと。」との記載が確認できるところ、オンライン記録によると、当該事業所は同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているとともに、同日後の同年3月6日付けで、申立人を含む10名の被保険者について、被保険者資格の喪失日を同年2月28日とする遡及処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、当該事業所は、上記の適用事業所でなくなった日（平成18年2月28日）以降においても法人事業所であることが確認できることから、前述の処理が行われた時点において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成18年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の同年3月6日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該遡及訂正前の平成18年1月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成18年3月6日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成18年2月の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月から18年1月まで
② 平成18年2月28日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額で記録されている。給与明細書を提出するので、実際の給与額に見合う額に記録を訂正してほしい。

また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成18年2月28日とされているが、実際は同年4月30日まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成15年10月から17年9月までは24万円と記録されていたところ、同年10月27日付けで、15年10月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（18年2月28日）まで継続していることが確認できる上、元同僚4名の標準報酬月額も、申立人の訂正日（17年10月27日）に近接する同年10月31日付けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間において申

立人の給与額が当該遡及訂正後の標準報酬月額に見合う額に引き下げられた事情は見当たらない。

また、滞納処分票により、当該事業所が当該遡及訂正処理当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる上、元事業主は、「滞納保険料を解消するために社会保険事務所の指導の下で従業員の標準報酬月額を引き下げる処理を行った。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年10月27日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち、平成18年2月28日から同年3月6日までの期間について、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、滞納処分票の平成18年3月3日の事蹟欄^{せき}において「社会保険の適用についても近日中に進退を決め届け出たいとのこと。」との記載が確認できるところ、オンライン記録によると、当該事業所は同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているとともに、同日後の同年3月6日付けで、申立人を含む10名の被保険者について、被保険者資格の喪失日を同年2月28日とする遡及処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、当該事業所は、上記の適用事業所でなくなった日（平成18年2月28日）以降においても法人事業所であることが確認できることから、前述の処理が行われた時点において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成18年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の同年3月6日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該遡及訂正前の平成18年1月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成18年3月6日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、同年3月及び同年4月の給与は事業主から支給されなかったと供述している。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関

連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、平成 18 年 3 月 6 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、平成15年10月から17年8月までは26万円、同年9月から18年1月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成18年3月6日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成18年2月の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年10月から18年1月まで
② 平成18年2月28日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額で記録されている。給与明細書を提出するので、実際の給与額に見合う額に記録を訂正してほしい。

また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成18年2月28日とされているが、実際は同年4月30日まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成15年10月から17年8月までは26万円、同年9月からは24万円と記録されていたところ、同年10月31日付けで、15年10月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（18年2月28日）まで継続していることが確認できる上、元同僚3名の標準報酬月額も申立人と同様に17年10月31日付けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票によると、申立期間において申立人の給与額が当該遡及訂正後の標準報酬月額に見合う額に引き下げられた事情は見当たらない。

また、滞納処分票により、当該事業所が当該遡及訂正処理当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる上、元事業主は、「滞納保険料を解消するために社会保険事務所の指導の下で従業員の標準報酬月額を引き下げる処理を行った。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年10月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成15年10月から17年8月までは26万円、同年9月から18年1月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち、平成18年2月28日から同年3月6日までの期間について、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、滞納処分票の平成18年3月3日の事蹟欄^{せき}において「社会保険の適用についても近日中に進退を決め届け出たいとのこと。」との記載が確認できることから、オンライン記録によると、当該事業所は同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているとともに、同日後の同年3月6日付けで、申立人を含む10名の被保険者について、被保険者資格の喪失日を同年2月28日とする遡及処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、当該事業所は、上記の適用事業所でなくなった日（平成18年2月28日）以降においても法人事業所であることが確認できることから、前述の処理が行われた時点において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成18年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の同年3月6日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該遡及訂正前の平成18年1月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成18年3月6日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、同年3月及び同年4月の給与は事業主から支給されなかつ

たと供述している。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、平成 18 年 3 月 6 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から46年5月まで
申立期間については、父が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、A村（現在は、B町）において父親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年9月30日にC町（現在は、D市）で払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者等の資格取得日の状況から、申立人は、同年9月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、C町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和58年6月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、それ以前に、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。